

只見町 高齢者福祉計画

第7期介護保険事業計画

計画策定にあたって

<計画策定の趣旨>

本町では、「65歳以上」の比率(平成27年国勢調査)が44.2%を占め、全国平均(26.6%)をはるかに超える早さで超高齢社会が進行しています。

人口の高齢化にともない、要介護高齢者が増加する一方、家庭における介護力の低下により、介護の問題が老後の最大の不安要因になっています。

高齢者を取り巻くこうした背景を踏まえ、平成30年度から平成32年度(3年間)の高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を一体的に策定し、安心して生活を継続できる高齢期の暮らしを支える基本的な考え方と具体的な方策、介護保険サービスの事業計画を明らかにします。

<法令等の根拠>

高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき策定された計画です。

介護保険事業計画

介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づき作成された計画で、老人福祉法及び老人保健法に基づいて作成される高齢者福祉計画に内包されるものです。

<計画の期間>

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

平成30年3月
福島県只見町

高齢者等の現状

<将来人口の推計>

本町の総人口とともに、65歳以上の高齢者の人口は減少しています。今後も高齢者人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は全国平均（27.3%）を大きく上回る45.2%（平成28年）になっており、今後は45%台で推移すると見込まれます。

区分	実績							推計			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	5,557	5,284	4,932	4,675	4,536	4,470	4,413	4,184	4,089	3,994	3,531
40～64歳	1,909	1,690	1,530	1,437	1,392	1,340	1,295	1,246	1,214	1,183	1,061
65歳以上	1,941	2,095	2,036	2,000	1,992	1,977	1,995	1,890	1,860	1,830	1,620
前期高齢者人口	1055	1002	802	731	741	740	746	723	716	711	572
後期高齢者人口	886	1,093	1,234	1,269	1,251	1,237	1,249	1,167	1,144	1,119	1,048
高齢化率	34.9	39.6	41.3	42.8	43.9	44.2	45.2	45.2	45.5	45.8	45.9

<要支援・要介護認定者数の推移>

認定者は平成32年に466人となることが見込まれていますが、その後は高齢者の人口減に伴い減少すると見込まれます。

（第2号被保険者含む）

区分	実績						推計							
	平成26年		平成27年		平成28年		平成30年		平成31年		平成32年		平成37年	
	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者	人数	うち1号被保険者
要支援1	56	55	63	62	60	59	60	60	63	63	67	67	65	65
要支援2	58	57	59	59	54	54	55	54	53	52	54	53	50	49
要介護1	76	76	80	80	86	86	104	104	106	106	107	107	101	101
要介護2	76	75	58	58	66	66	72	72	75	75	79	79	78	78
要介護3	42	42	50	49	61	61	63	63	65	65	67	67	67	67
要介護4	49	49	53	53	48	48	36	36	37	37	39	39	43	43
要介護5	53	50	63	61	52	51	50	50	51	51	53	53	53	53
合計	410	404	426	422	427	425	440	439	450	449	466	465	457	456

計画の基本的な考え方

<計画の基本理念>

高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり



高齢化にともない、「元気な高齢者」が地域を支える担い手として活躍されることが今後ますます期待されます。

本町では「高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活

環境を確立するために、各種生活支援サービスの充実を図り、誰もが人生をいきいきと潤いのあるものとするための社会参加と生きがいづくりを推進します。

また、疾病（特に生活習慣病）と、寝たきりなどの介護状態になることへの予防を通じ、健康寿命の延伸を図ります。

<計画の基本方針>

高齢者福祉計画と介護保険事業計画の基本方針を掲げ、方針に沿った施策の展開を積極的・計画的に推進します。

高齢者福祉計画

- ① 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ② 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進
- ③ 保健・医療・福祉（介護）の連携

介護保険事業計画

- ① 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- ② 介護予防の推進と日常生活支援の充実を目指したまちづくり
- ③ 在宅医療・介護連携を推進するまちづくり

生きがい対策事業

- 高齢者の誰もが、人生をいきいきと潤いのあるものにし、それぞれの生活の質を高め、明るく活力に満ちた高齢社会を構築するため、シルバー人材センターの創設による、高齢者の就労機会の整備や老人クラブへの支援、ボランティアへの参加の促進など、「生涯現役」を目指す環境づくりを推進していきます。

健康増進事業

- 保健サービスでは疾病（特に生活習慣病）の予防と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、「健康ただみ21計画」の目標である健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としています。
- 生活習慣病の予防については、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、慢性腎臓病、高脂血症を重点に対策を講じることが必要な疾患と位置付け、これら重点対象疾患を予防する観点から、生涯にわたっての食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善への取り組みを強化します。

高齢者福祉事業

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、安心、安全な生活環境の整備を推進するとともに、各種生活支援サービスの充実に努めます。
- 地域包括支援センター機能の強化と、各集落や民生委員等の地域の関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支え合い、見守ることができるような環境整備、意識の醸成に努めます。
- 高齢者の見守りや防災体制の充実に努めるとともに、高齢者の尊厳を守るための認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実に努めます。

地域包括ケアシステムの推進に向けて

本町では、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できる「地域包括ケア」の考え方にに基づき、介護保険施策を推進しています。

その中で、地域包括ケアシステムの実現のため、「地域ケア会議」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実していくことが、国からは求められていることから、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括ケアシステムを推進します。

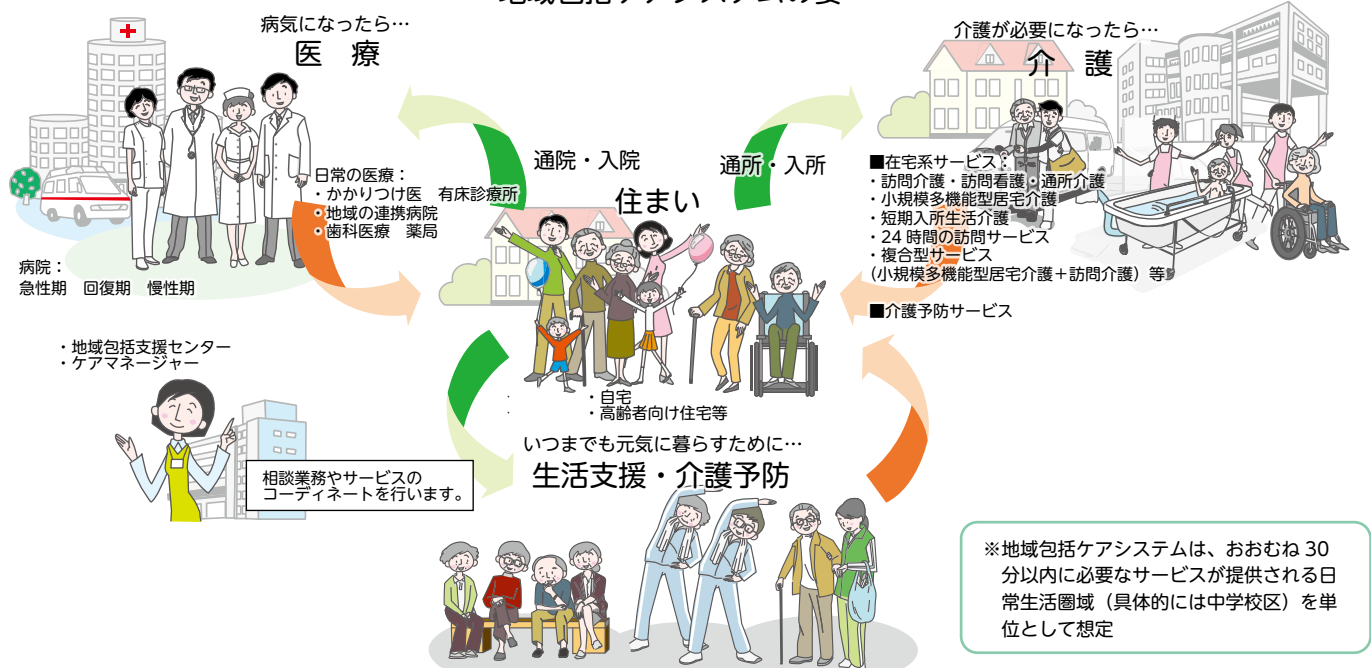
また、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置や認知症初期集中支援チームの設置など新たな総合事業の実施を推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

さらに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関や地域援助事業者などとの連携による支援体制を構築します。

施策

- (1) 地域包括ケアシステムの推進（地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援の体制整備）
- (2) 新総合事業の推進（事業の円滑な提供体制の構築、介護予防の推進）
- (3) 任意事業の推進（家族介護支援事業、日常生活支援など）
- (4) 介護給付適正化事業の推進

地域包括ケアシステムの姿

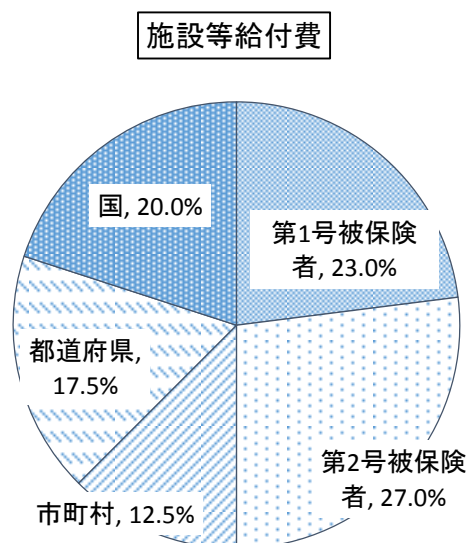
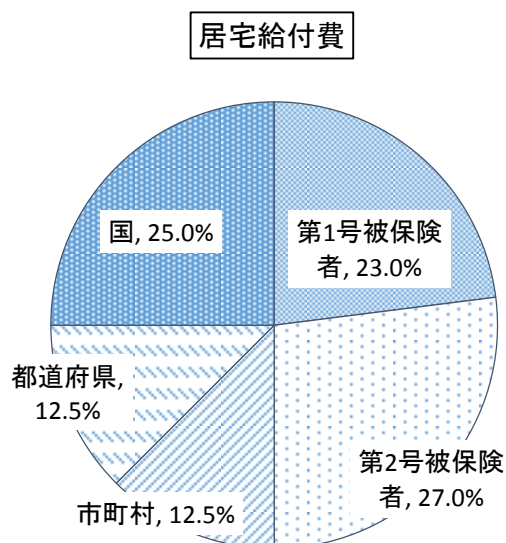


介護保険料の設定（平成30～32年度）

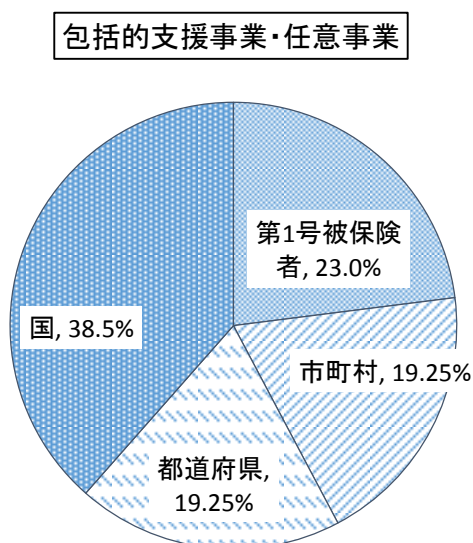
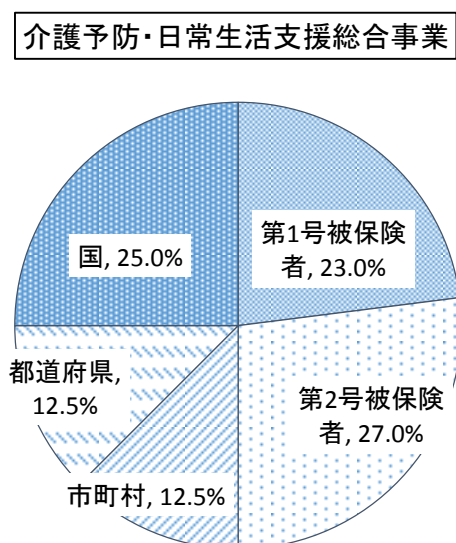
<介護保険料の算定と基本的な考え方>

国全体の高齢者の増加に対応するため、社会保障制度のひとつである介護保険の平成30年度から平成32年までの財源構成は、第1号被保険者負担率が第1号被保険者（65歳以上）は22%から23%に、第2号被保険者（40～64歳）は28%から27%に改定されました。

● 介護保険給付の財源構成



● 地域支援事業の財源構成



<介護保険事業費の推計（見込額）>

● 介護給付費（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護	14,917	15,362	16,367
② 訪問入浴介護	0	0	0
③ 訪問看護	1,582	1,971	2,236
④ 訪問リハビリテーション	1,124	1,172	1,289
⑤ 居宅療養管理指導	839	946	1,006
⑥ 通所介護	1,851	927	927
⑦ 通所リハビリテーション	15,393	15,714	16,126
⑧ 短期入所生活介護	19,662	19,766	20,896
⑨ 短期入所療養介護（老健）	41,595	42,415	44,105
⑩ 短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
⑪ 福祉用具貸与	11,041	11,090	11,192
⑫ 特定福祉用具購入費	480	720	792
⑬ 住宅改修費	2,089	2,164	2,164
⑭ 特定施設入居者生活介護	5,529	5,532	5,532
(2) 地域密着型サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	40,584	41,293	43,494
⑤ 認知症対応型共同生活介護	47,700	47,778	47,967
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	86,874	87,364	87,243
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	29,303	29,918	30,520
(3) 施設サービス			
① 介護老人福祉施設	144,862	145,379	150,650
② 介護老人保健施設	83,602	85,370	85,614
③ 介護医療院	0	0	0
④ 介護療養型医療施設	4,139	4,141	4,141
(4) 居宅介護支援	19,580	20,418	21,245
介護給付費計	572,746	579,440	593,506

● 標準給付費（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	585,057	599,611	621,878
特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	49,443	54,387	57,607
高額介護サービス費等給付額	15,368	16,905	17,751
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,667	1,751	1,838
算定対象審査支払手数料	429	450	463
標準給付費見込額	651,964	673,104	699,537

● 介護予防給付費（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス			
① 介護予防訪問介護			
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③ 介護予防訪問看護	0	0	0
④ 介護予防訪問 リハビリテーション	125	234	234
⑤ 介護予防居宅療養 管理指導	0	0	0
⑥ 介護予防通所介護			
⑦ 介護予防通所 リハビリテーション	3,026	3,267	3,490
⑧ 介護予防短期入所 生活介護	670	697	724
⑨ 介護予防短期入所 療養介護（老健）	2,577	2,617	2,674
⑩ 介護予防短期入所 療養介護（病院等）	0	0	0
⑪ 介護予防 福祉用具貸与	386	436	436
⑫ 特定介護予防 福祉用具購入費	229	296	296
⑬ 介護予防住宅改修	504	504	540
⑭ 介護予防特定施設 入居者生活介護	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模 多機能型居宅介護	3,864	4,085	4,431
③ 介護予防認知症 対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	1,041	1,094	1,148
介護予防給付費計	12,422	13,230	13,973
総給付費（介護給付費と 介護予防給付費の合計）	585,168	592,670	607,479

● 地域支援事業費（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域支援事業費	51,000	51,000	51,000
総合事業費	28,600	28,600	28,600
包括的支援事業・任意事業費	22,400	22,400	22,400

<第7期介護保険料の設定（平成30～32年度）>

● 第7期介護保険料（基準月額）

5,900 円

※準備基金から3千万円取崩し、保険料の上昇を抑制しています。

● 第1号被保険者保険料基準額の決まり方

$$\text{保険料基準額（月額）} = \text{本町で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の負担分（23\%）} \div \text{本町の65歳以上の人数} \div \text{12か月}$$

● 所得段階別第7期介護保険料（年額）

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の45%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	31,860円
第2段階	基準額の75%	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	53,100円
第3段階	基準額の75%	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	53,100円
第4段階	基準額の90%	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円以下)	63,720円
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円超)	70,800円 (月額5,900円)
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	84,960円
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上200万円未満)	92,040円
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人所得が200万円以上300万円未満)	106,200円
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人所得が300万円以上)	120,360円

※表の内容は、国の方針により計画途中で改定される場合があります。

只見町 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行日 平成30年3月

発行者 只見町 保健福祉課

住 所 〒968-0442 福島県南会津郡只見町大字長浜
字久保田31番地

TEL 0241-84-7010 FAX 0241-84-7008